

第22回ARF閣僚会合議長声明（骨子）

冒頭（パラ1～2）

2015年8月6日、第22回ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合がマレーシアのクアラルンプールにおいて開催された（議長：アニファ・アマン マレーシア外務大臣）。

ARFプロセスの概観（パラ3～7）

閣僚は、アジア太平洋地域における政治・安全保障問題に関する建設的な対話及び協議を促進するための主たるフォーラムとしてのARFの重要性を再確認した。

閣僚は、アジア太平洋諸国の多様性、及び各国が異なる安全保障上の懸念を有することについて確認した。これに関して閣僚は、この地域における平和と安全の維持に寄与する予防外交の実施の方途を探るため、参加国が協力すべきことを強調した。

地域及び国際情勢に係る議論の主要論点（パラ8～21）

パラ8：閣僚は、2015年4月に開催された第26回ASEAN首脳会議の成果に留意した。

パラ9：閣僚は、東南アジア友好協力条約（TAC）の重要性を確認し、また、包括的・開放的であり、透明性・持続可能性があるとともに、互恵的な協力の機会を創造する地域安全保障アーキテクチャーの重要性を強調した。

パラ10：閣僚は、第二次世界大戦後及び国際連合設立から70年の節目である2015年の意義を認識し、国連憲章の目的及び理念並びに国際法の普遍的に認められている規範及び原則を遵守し、国連を核として国際の平和及び安全を維持することの重要性を強調した。

パラ11（軍縮・不拡散）

閣僚は、核不拡散・核軍縮・原子力の平和的利用における国際協調の取組を強化する重要性を再確認した。核兵器不拡散条約（NPT）締約国の閣僚は、2015年NPT運用検討会議における最終文書の不採択に失望を表明し、NPTへのコミットメントの重要性を再確認した。閣僚は、透明性及び信頼醸成措置（TCBMs）と国際的な核軍縮・不拡散の進展が、アジア太平洋地域の安全保障環境改善に役割を果たすことを認識した。閣僚は、東南アジアを非大量破壊兵器地域として維持することの重要性を再認識した。

パラ12（南シナ海）（全文仮訳）

閣僚は、平和、安全及び安定の維持、国際法の尊重、阻害されない通商、南シナ海におけるものを含む航行及び上空飛行の自由の重要性を確認した。会合は、南シナ海に関して議論し、関係者の信用及び信頼の低下を招き、南シナ海の平和、安全及び安定を損い得る、最近かつ現在進行中の南シナ海における埋立てを含む進展に関し、複数の閣僚から示された深刻

な懸念に留意した。閣僚は、全ての関係者に対し、活動を実施するに当たっては自制し、緊張を複雑化させ高めるような行動を慎むよう呼びかけた。会合は、国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に従い、平和的手段によって問題を解決することの重要性を強調した。

閣僚は、行動宣言(DOC)全体の完全かつ効果的な実施を確保するとのASEAN加盟国及び中国によるコミットメントに留意した。会合は、行動規範(COC)の成立に向けた次の段階への進展に関するASEAN加盟国と中国との最近の合意を歓迎し、COCの迅速な成立への期待を示した。

パラ 13 (北朝鮮) (全文仮訳)

閣僚は、朝鮮半島の平和、安全及び安定の重要性を強調し、紛争を平和的に処理する必要性を強調した。閣僚は、緊張を緩和させ、非生産的な行動を自制するべきとの要請を繰り返した。大多数の閣僚は、北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議における義務の完全な履行を要請した。さらに、2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを関係者が遵守する必要性を強調した。

閣僚は、平和的な方法による朝鮮半島の非核化を実現する六者会合の再開に向けた、ARFにおけるものも含む建設的関与を行うための全ての努力を慫慂した。

閣僚はまた、南北対話や協力の継続を通じたものを含む朝鮮半島の統一を支持し、人道上の懸念に対処する重要性を繰り返した。

パラ 14 (ISIL, 過激派対策)

閣僚は、自称「イスラム国」(IS)による暴力と野蛮な行為を非難し、この脅威に対抗するための協調した努力を要請した。閣僚は、安保理決議2170、2178及び2199の履行への強固な支持とコミットメントを再確認するとともに、2015年1月28日のイラクおよびシリアの過激主義組織による暴力と残虐行為に関するASEAN外相ステートメントの発出を想起した。閣僚は、第26回ASEAN首脳会議で採択された、「穏健派のグローバル運動に関するランカウィ宣言」を全面的に支持した。

パラ 15 (国境を越える犯罪)

閣僚は、南アジア、東南アジア及び地中海における人の不正規な移動によって引き起こされた人道危機に対処するための取組を支持した。閣僚は、人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するバリ・プロセスにおいて継続して行われている取組を評価した。閣僚は、不正規移住に関連する複雑かつ多面的な問題に対処するための継続した対話の重要性を強調した。さらに閣僚は、2015年7月2日にマレーシアのプトラジャヤで開催された、東南アジアにおける人の不正規な移動に関する「国境を越える犯罪に関するASEAN緊急閣僚会合(EAMMTC)」の成果を歓迎するとともに、東南アジアにおける人の不正規な移動に起因する課題に対処するための人道援助活動を支援するための自発的な信託基金の創設について一層の支持を表明した。

パラ１６（イランの核問題）

閣僚は、２０１５年７月１４日にウィーンにおいて、ＥＵ３／ＥＵ＋３（中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国及び米国）とイランとの間でなされた、イランの原子力計画が専ら平和的なものであることを確保する包括的共同作業計画についてなされた歴史的合意を歓迎した。閣僚は、全ての当事国が各々の義務を果たし、善意をもって、迅速に同合意を履行することを求めた。閣僚は、国際社会に対して、地域と国際社会の平和と安全に前向きに貢献する包括的共同作業計画の実施を支援するよう求めた。

パラ１７（アフガン支援）

閣僚は、国際社会がアフガニスタン政府を引き続き支持し、支援することの必要性を強調した。閣僚は、アフガニスタン政府が主導している和平及び和解への努力に対し支持を表明した。閣僚は、アフガニスタン政府が改革プログラムの実施を続けることに合わせ、人道面及び開発面での支援を継続する重要性を強調した。

パラ１８（中東和平）

閣僚は、中東和平に向けた正当、永続的かつ包括的解決を改めて呼びかけた。また、全ての関係者が直接交渉の再開に向け取り組むこと、及びパレスチナとイスラエルが周辺諸国とともに平和裡かつ安全に共存するような二国家解決を追求することの緊急の必要性を強調した。閣僚は、中東和平プロセスの早期再開を要請した。

パラ１９（ウクライナ）

閣僚は、ウクライナにおいて継続している状況に懸念を表明した。会合は、全ての当事者に対し、２０１５年２月１２日にミンスクにおいて署名された、実施のための包括措置を含むミンスク合意を完全に履行するよう要請し、ウクライナ東部地域における状況の解決は、現在の危機の平和的な決着を通じてのみ成し遂げうることを再確認した。閣僚は、国家の主権及び領土一体性の尊重義務を含む国連憲章の堅持は、国際の平和と安全を維持する上において最も重要であることを強調した。

パラ２０（米・キューバ関係）

閣僚は米国とキューバの外交関係再開、及び２０１５年７月２０日の大使館の相互設置を歓迎した。閣僚はこの前向きな動きは両国民にとって相互に有益であり、平和・安全・安定への貢献、地域協力の強化につながると考える。

パラ２１（イラク・シリア）

閣僚は、国民和解の実現のためのイラク政府の努力に対する支持を再確認し、イラク共和国における永続的な平和、安全及び安定の実現のために和解プロセスが果たす主要な役割を強調した。

閣僚は、現在進行中の暴力及び人道状況の悪化に深刻な懸念を表明した。閣僚は、２０１

2年6月30日のジュネーブ・コミュニケに基づき、シリア危機の政治的・外交的解決の促進を目指す努力を支持した。

これまでの会期間活動（2014～2015）のレビュー（パラ22～27）

本議長声明に言及のある活動のうち、日本が共同議長を務めたものは以下のとおり。

- ARF 信頼醸成措置及び予防外交に関する会期間支援グループ（ARF-ISG）会合（共同議長：日本、マレーシア。2014年12月2-3日、マレーシアのメラカにて、2015年5月8日、東京にて会合を実施。）
- 災害救援に関する会期間会合（共同議長：日本、中国、ミャンマー。2015年2月13日、東京にて第14回会合を実施。）
- 海上安全保障に関する会期間会合（共同議長：日本、米国、フィリピン）
- 宇宙セキュリティワークショップ（共同議長：日本、米国、インドネシア。2014年10月9-10日、東京にて第2回ワークショップを実施。）
- 海賊対策セミナー（共同議長：日本、マレーシア、インド、米国。2015年3月3-4日、東京にて開催。）
- 過激化対策ワークショップ（共同議長：日本、マレーシア）

次期会期（2015.8～2016.7）の活動プログラム（パラ28～33）

パラ29：ラオスとインドが次期会期におけるARF-ISG議長を務めることを歓迎した。

パラ30：シンガポールと豪州が、ARF専門家/著名人会合の議長を務めることを歓迎した。

パラ32：閣僚は、次期会期（2015.8～2016.7）におけるARFのトラック1の活動リストを採択した。

パラ33：閣僚は、以下の文書を採択した。

- 海洋環境保護・保全のための協力強化に関するARF閣僚声明
- 情報通信技術の安全及び利用に関するARFワークプラン
- 災害救援に関するARFワークプラン（2015-2017）
- 海上安全保障に関するARFワークプラン（2015-2017）
- テロ・国境を越える犯罪対策に関するARFワークプラン（2015-2017）

ARFプロセスの将来の方向性（パラ34～41）

パラ34：閣僚は、ラオスが、2016年1月1日よりARFの議長国を務めることを歓迎した。